

令和5年度 北海道土地政策推進連携協議会『講習会』（説明資料）



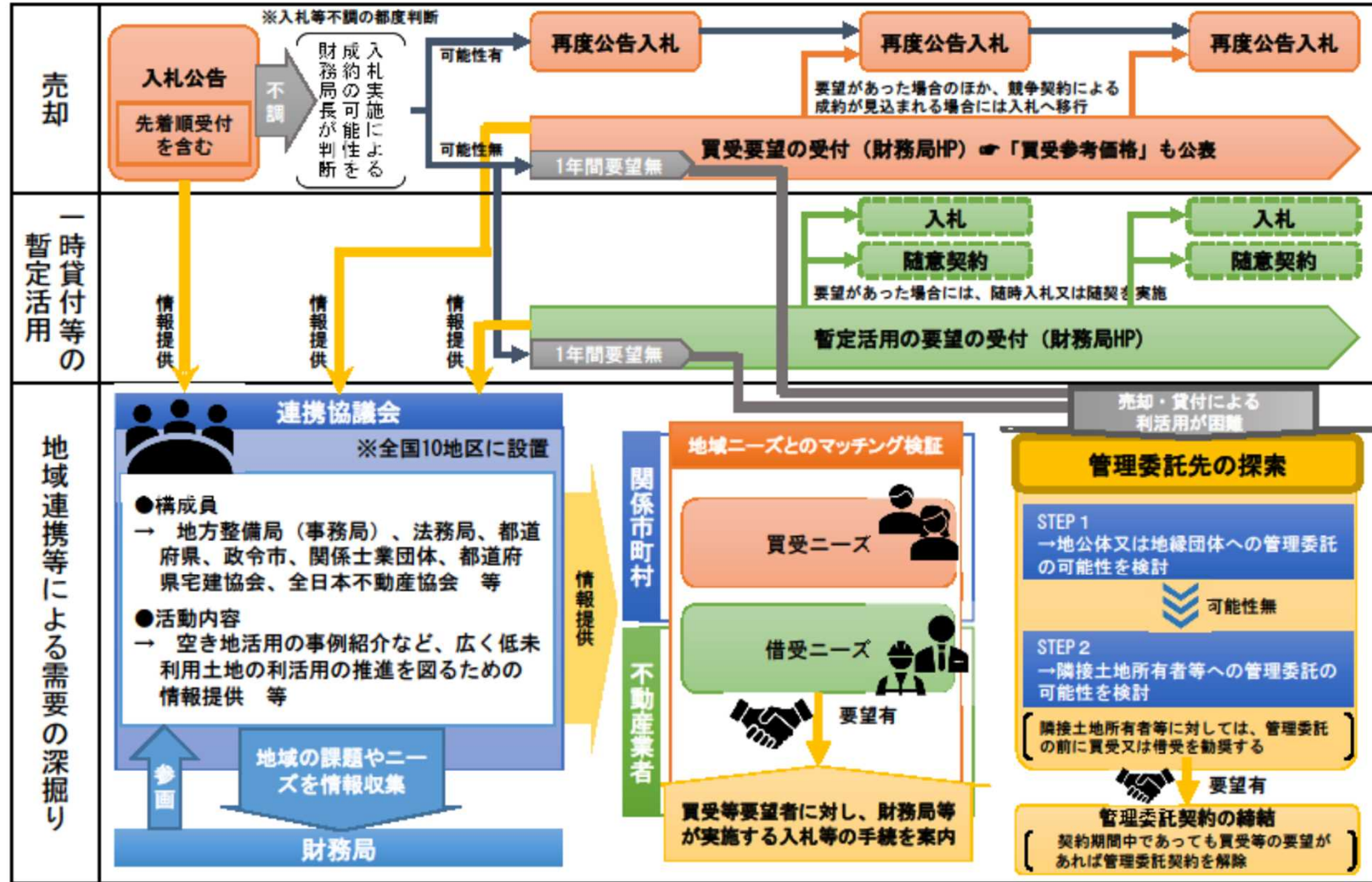
国有財産の情報提供について

【売払い及び暫定貸付に関する情報提供】



北海道財務局 管財部 国有財産調整官

管理コスト削減に向けた新たな取組



北海道土地政策推進連携協議会への情報提供の取組

提供情報	更新頻度	情報提供時期及び頻度	情報提供方法	備考
現在公示中の一般競争入札物件	入札公示日	入札公示日	北海道開発局（事務局）経由 でのメール （国有調整官から送付）	ブロック会議（講習会）の開催 があれば、出席して取組（売残り 財産の売却及び暫定活用の促進） を紹介・説明 （各事務所での対応を想定）
すぐ購入できる物件 （不落等随契対象財産）	随時	HP掲載日		
暫定的な貸付けの要望を受け付ける物件		四半期に一度※ （概ね4月末・7月末・10月末・1月末）		
優遇措置の是正を行うことなく 優遇措置を適用できる物件 （公的利用再検討財産）				

※ 提供時点において最新の情報を提供するが、送付のタイミングは事務局が会員に講習会等の開催通知を行う際にあわせて送付

国有財産の一般競争入札(1)

第4号様式

現在公示中の一般競争入札案件（期間）

発表日：令和〇年〇月〇日 (〇)
 第〇回国有財産入札受付期間
 令和〇年〇月〇日 (〇)～令和〇年〇月〇日 (〇)
 開札日：令和〇年〇月〇日 (〇)

（土地）

物件 番号	所在地	登記 簿日	面積 (平方メートル)	用途地域	用途等/ 管理種 別(一～七)	最低売却価格 (円)	備考

（建物付土地）

物件 番号	所在地 (所在都府)	登記簿目録及び用途 制限	土地面積 (平方メートル) 建物面積 (平方メートル)	構造	最低売却価格 (円)	備考

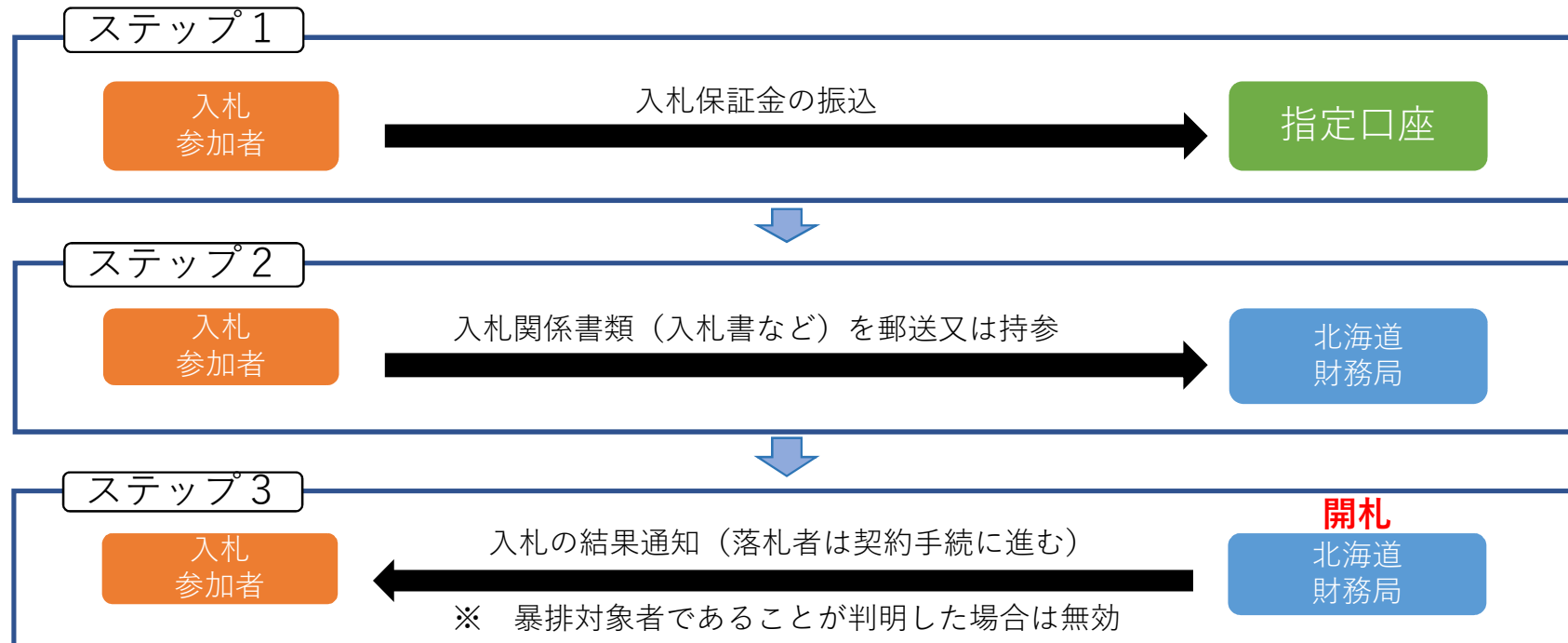
（参考：マンション）

物件 番号	所在地 (所在都府)	専有面積 (平方メートル)	マンション系 管理番号	購入、経過	最低売却価格 (円)	備考

（注）「備考」欄には物件に係る附帯の事項を記載するものとする。

国有財産の一般競争入札(2)

【期間入札の仕組み】



《実施時期》

毎年度1~2回実施。実施時期については、北海道財務局のHPに掲載。

リンク先：<https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/kokuyuu/pagehkhp022000288.html>

国有財産の一般競争入札(3)

《入札実施方法》

入札の参加方法: 「国有財産売払公示書」において指定された期間内(概ね10日間)に入札関係書類(入札書など)を郵送又は持参していただき、受付を行う。

入札保証金: 入札関係書類を郵送又は持参する前に、入札保証金として、各自の入札金額の5パーセント以上(円未満切上げ)に相当する金額を、北海道財務局の指定する金融機関の口座へ振込。

落札者決定方法: 「国有財産売払公示書」において指定された日、場所で開札し、落札者(購入者)を決定。

《契約締結》

- ・ 落札決定の日から原則として30日以内に売買契約を締結します。
(物件の状況によっては、契約締結期限が変更になる場合があります。)
- ・ 購入代金の支払いは以下の2種類
 - イ 売買契約締結と同時に全額支払う。
 - ロ 売買契約締結の際に契約保証金(売買代金の1割以上)を納付し、売買契約締結の日を含めて20日以内に残額を支払う。(契約時期によって、契約保証金払いの扱いが異なりますので、ご注意ください。)

すぐに購入できる物件の売却(1)

第5号様式

すぐに購入できる物件

ここに記載されている物件は、すぐに購入ができる物件です。
詳細については、各物件の所在する財務本部所管区域（地区）へ直接お問い合わせください。
なお、契約締結後一定的金額を含む契約内金に当該物件（ホームページ）に対して公示します。
また、当該契約の条件の全額に対する買手が契約期間の条件となります。

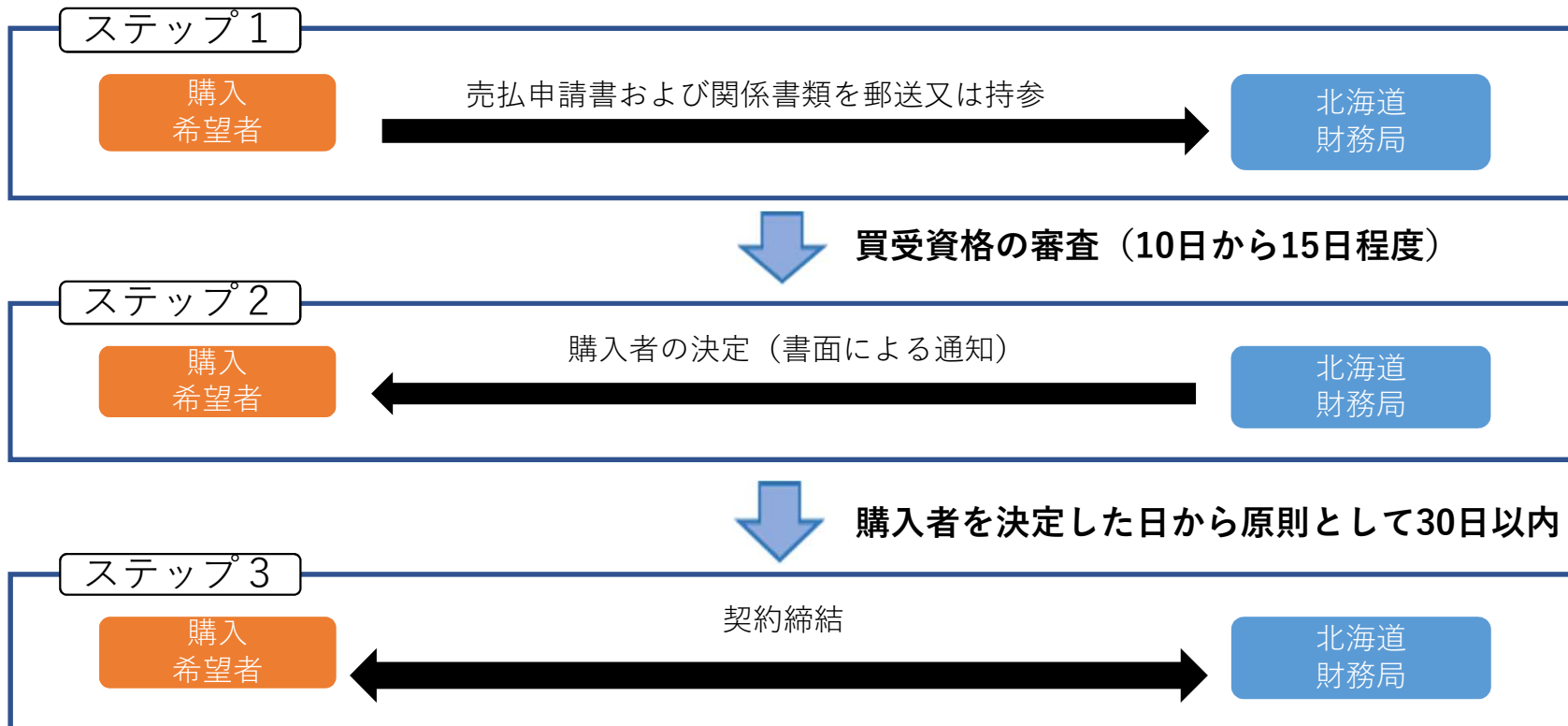
令和〇〇年〇月〇日現在

物件 番号	所在地	登記簿目録 （㎡）	面積 （㎡） 延床	築年数/ 築年数 （年）	売却 価格 （円）	詳細

※ 本ホームページの更新の都合上、既に売却が完了している物件や売却中の物件が取り残す形で、その際はご了承ください。
(注) 「詳細」欄には物件に係る詳細な情報を掲載するものとします。

すぐに購入できる物件※の売却(2)

【仕組み】



※ 一般競争入札を実施した結果、売払相手方が決まらなかった物件を先着順にて売却する物件

すぐに購入できる物件の売却(3)

《実施時期》

一般競争入札の終了後に実施。実施時期については、北海道財務局のHPに掲載。

リンク先：https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/kokuyuu/info/senchaku/senchakunyuusatsu_00002.html

《実施方法》

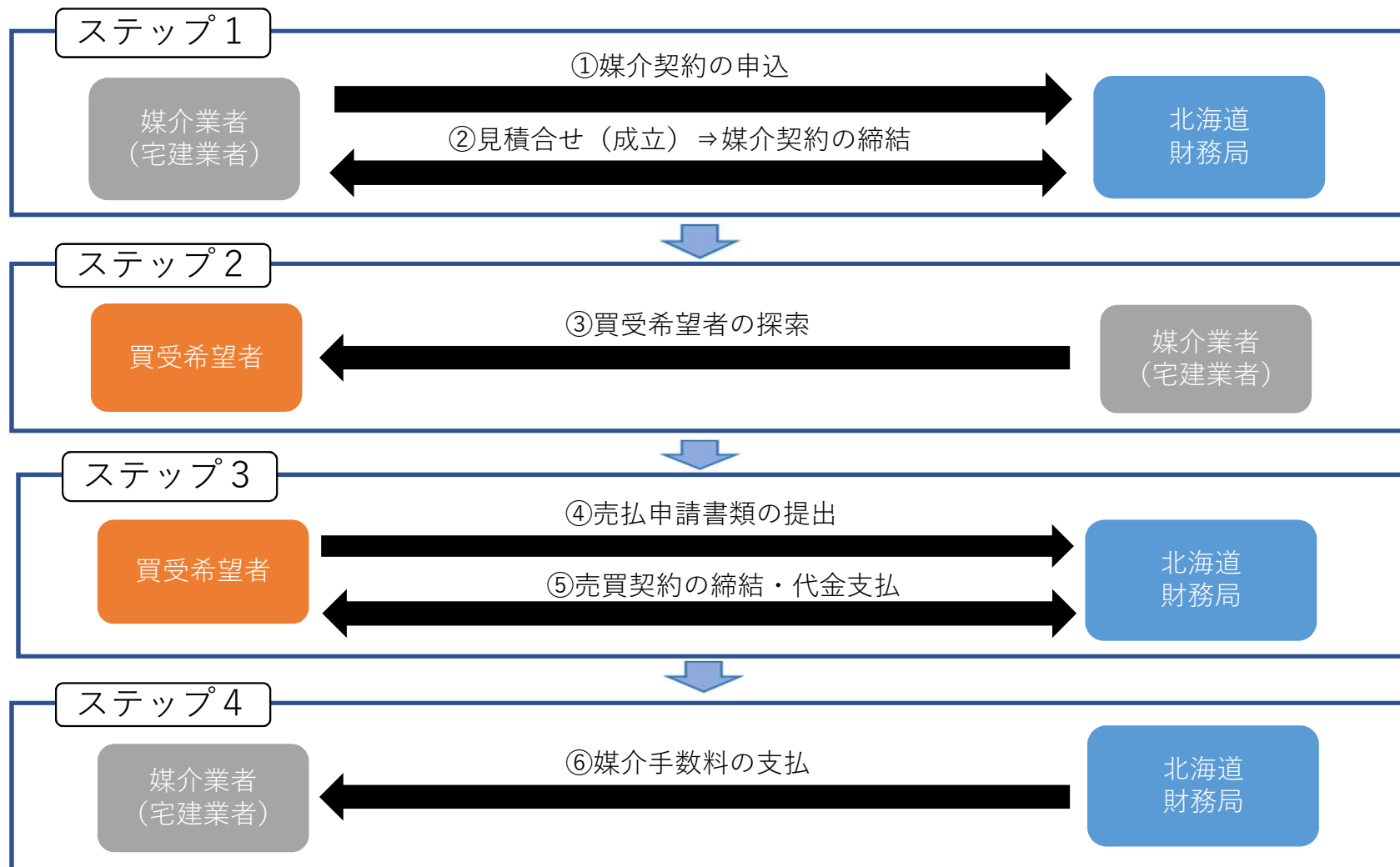
応募方法：「売払申請書」に必要事項を記載し、実印を押印のうえ、必要書類を添付して、物件の所在する財務局、財務事務所、出張所へ持参又は郵送（各物件について先着1名のみ受付）

購入者の決定：申請書の買受資格の審査を行い、売払相手方に決定したら、書面により決定を通知（買受資格の審査には10日から15日程度の期間を要します。）

《契約締結》

- ・ 購入者を決定した日から原則として30日以内に売買契約を締結します。
（物件の状況によっては、契約締結期限が変更になる場合があります。）
- ・ 購入代金の支払いは以下の2種類
 - イ 売買契約締結と同時に全額支払う。
 - ロ 売買契約締結の際に契約保証金（売買代金の1割以上）を納付し、売買契約締結の日を含めて20日以内に残額を支払う。（契約時期によって、契約保証金払いの扱いが異なりますので、ご注意ください。）

国有財産の売払いに係る一般媒介業務(1)



国有財産の売払いに係る一般媒介業務(2)

《実施時期》

一般競争入札を実施した結果、売払相手方が決まらなかった物件について、宅地建物取引業者に当該物件の売買の媒介を委託。媒介業務の情報については、北海道財務局のHPに掲載。

リンク先：<https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/kokuyuu/pagehkhp017000087.html>

《実施方法》

応募方法：北海道財務局(国)が売却する国有財産(国有地等)(すぐに購入できる物件)のうち、媒介業務の対象として公告する物件について、媒介の申込みを受け付けた後、物件1件ごとに見積合わせを実施

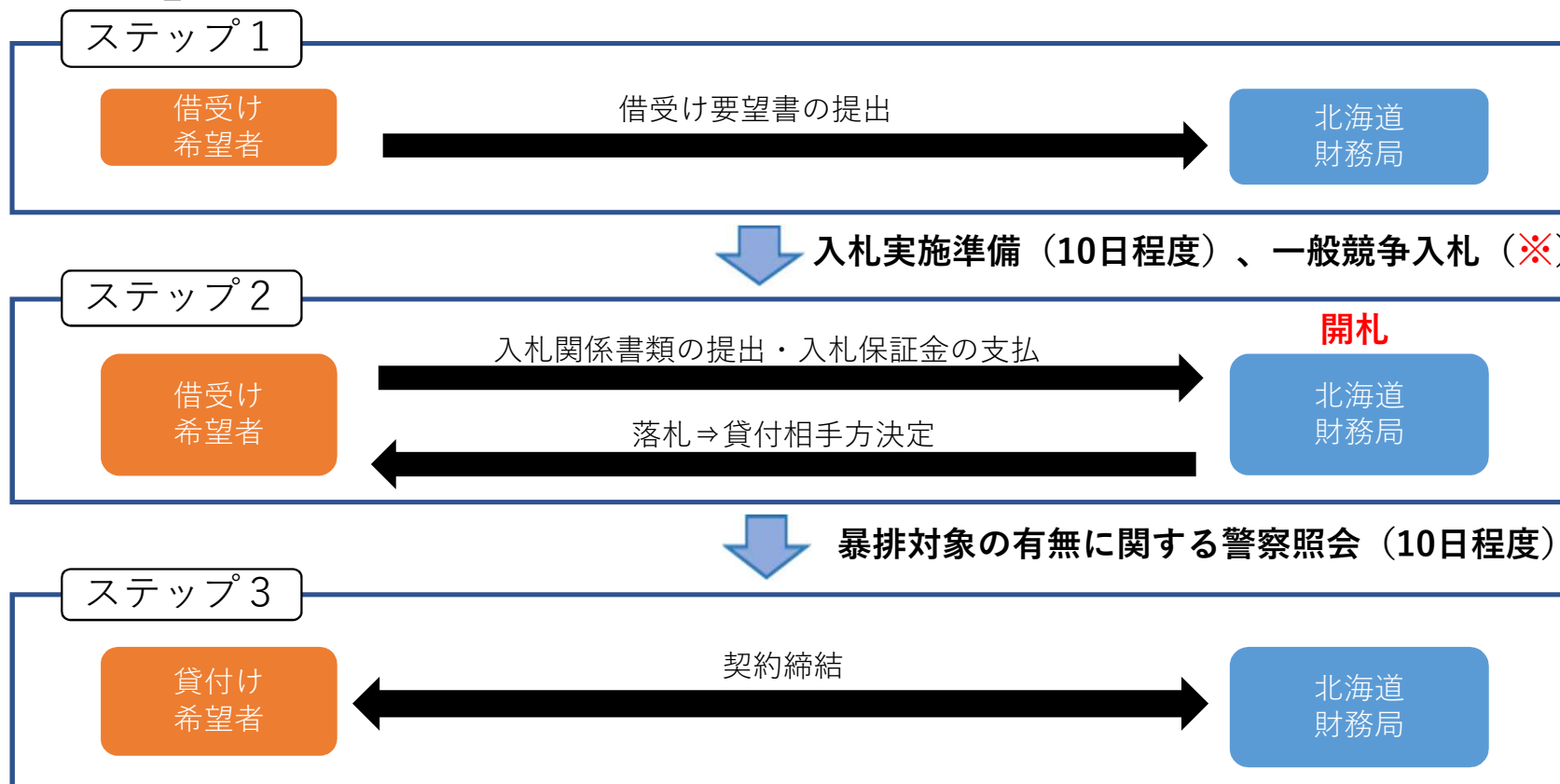
業者の決定：国有財産媒介申込書の報酬希望額が国の予定価格を下回った場合には、申込みされた宅地建物取引業者と国との間で一般媒介契約を締結

《媒介手数料の支払い》

- ・ 国と媒介契約を締結した宅地建物取引業者(受託者)は、買受希望者の探索、買受希望者に対する重要事項説明、国への売払申請手続き等を実施
- ・ 媒介手数料については、国と買受希望者との間で売買契約が成立し、国へ売買代金が納付された後に、国が受託者に支払い

暫定的な借受けの要望を受け付ける物件(2)

【仕組み】



入札実施準備（10日程度）、一般競争入札（※）の公告（10日程度）

暴排対象の有無に関する警察照会（10日程度）

※ 貸付料が少額の場合には、一般競争入札を省略する場合があります。財産毎に貸付料は異なりますので、詳しくは各物件の所在する財務事務所等担当課(統括)へ直接お問い合わせください。

暫定的な借受けの要望を受け付ける物件(3)

《実施時期》

借受け希望者からの要望を踏まえて、財産毎に個別に一般競争入札を実施(随時)

リンク先:<https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/kokuyuu/pagehkhp017000069.html>

《実施方法》

応募方法:借受け希望者からの要望書の提出を踏まえて、原則、一般競争入札により利用者を決定します。なお、金額が少額である場合には、一般競争入札を省略する場合があります。

相手方決定:原則、入札金額が国の予定価格を最も上回った者を貸付相手方に決定します。

《契約締結》

- ・ 落札決定の日から原則として30日以内に貸付契約を締結します。
- ・ 購入代金の支払いは以下の2種類
 - イ 契約締結と同時に全額支払う。
 - ロ 契約締結の際に契約保証金(3年分貸付料合計の1割以上)を納付し、契約締結の日を含めて20日以内に1年目の貸付料を支払う。

暫定的な借受けの要望を受け付ける物件(4)

《貸付期間》

財産毎に以下の貸付可能期間を設定(財産毎の貸付可能期間については情報提供リストに記載)

イ 一時貸付け

貸付可能期間は3年以内

想定する利用用途は「臨時駐車場・イベント用地・資材置き場 など」

ロ 3年を超える貸付け

貸付可能期間は3年超30年以内

想定する利用用途は「コインパーキング・スポーツ広場 など」

ハ 事業用定期借地権の設定による貸付け

貸付可能期間は10年以上30年以内

想定する利用用途は「スーパーマーケット・コンビニ・飲食店 など」

《利用用途の制限》

風俗営業、暴力団の事務所、公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用途などには、利用できません。また、産業廃棄物、廃棄を目的とする砂利・砂・残土置場、振動・騒音・悪臭の著しいものなどについても、ご利用いただけません。

優遇措置の是正を行うことなく優遇措置を適用できる物件(1)

物件番号	所在地	面積 (平方メートル)	築年数等	業種	管理番号	備考

ここに記載されている物件は、地方公共団体等が、其上等優遇措置が適用できることと規定されている施設の種類として本物件の取壊等を行う場合に、最優良な有効活用を行う観点から、「優遇措置の取扱いについて(平成14年1月23日付経産省1109号)」第3条において定めらるる最優良物件の是正の対象財産であっても、当該是正を行うことなく優遇措置を適用できる物件と判断しております。

第22号様式
優遇措置の是正を行うことなく優遇措置を適用できる物件

令和2年10月01日現在

優遇措置の是正を行うことなく優遇措置を適用できる物件(2)

《対象財産の内容》

- ここに掲載されている物件は、地方公共団体等が、法令上優遇措置（無償・減額）が適用できることと規定されている施設（※）の敷地として本物件の取得等を行う場合に、積極的な有効活用を行う観点から、優遇措置の是正（一部時価）の対象財産であっても、当該是正を行うことなく優遇措置を適用できる物件となっております。
- 詳細については、各物件の所在する財務事務所等担当課（統括）へ直接お問い合わせください。

リンク先：<https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/kokuyuu/pagehkhp017000070.html>

※ 法令により公共性の高い用途に限定されており、営利を目的とした用途には認められておりませんので、ご注意ください。

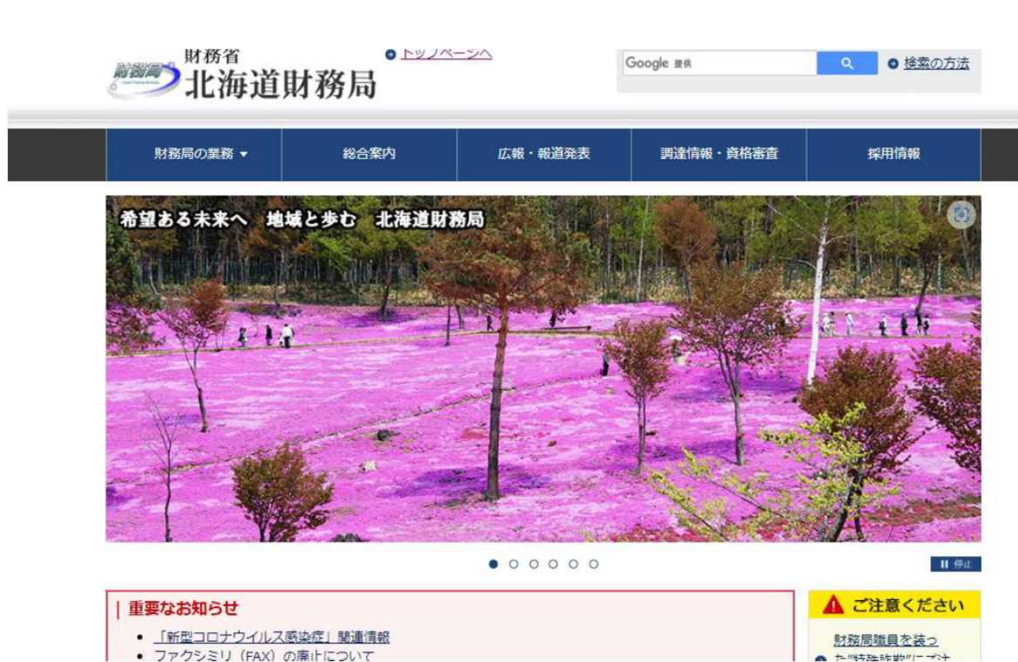
国有財産物件情報メールマガジン

以下の情報を定期的にお知らせするメールマガジンも配信を行っておりますので、ご活用ください。

《配信情報》

- 一般競争入札情報
- すぐに購入できる物件
- 公用・公共用の取得等要望受付に関する情報
- 暫定的な貸付けに関する情報(一時貸付、事業用定期借地等)
- その他国有財産に関する重要なお知らせ

国有財産物件情報メールマガジン(登録画面の説明1)



北海道財務局トップページを表示



下の画面にスライドし、「国有財産」をクリック

国有財産物件情報メールマガジン(登録画面の説明2)



「国有財産」 トップページを表示

下の画面にスライドし、「国有財産物件情報メールマガジン」をクリック

国有財産物件情報メールマガジン(登録画面の説明3)



国有財産 国有財産に関する一件別の情報・全国の財務局で売出し中の入札物件情報・統計情報などについてご覧いただけます。

本文へ ヘルプ(サイトの使い方) 文字サイズ 標準 あ 大 あ 特大 あ

お知らせ情報

※リンク先は新しいウィンドウに表示されます。

国有財産物件情報メールマガジン

全国の財務局等の国有財産物件情報をお届けします。
国有財産物件情報メールマガジンの登録はこちら

国有財産を買う

国有財産の売却情報

ご覧になりたい地域をクリックしてください。
ご覧になりたい地域を管轄する財務局等が情報提供を行う画面へジャンプします。



国有財産 国有財産に関する一件別の情報・全国の財務局で売出し中の入札物件情報・統計情報などについてご覧いただけます。

本文へ ヘルプ(サイトの使い方) 文字サイズ 標準 あ 大 あ 特大 あ

現在位置: トップページ ▶ 国有財産物件情報メールマガジン

国有財産物件情報メールマガジン

メールマガジンの配信をご希望の方は以下の外部リンクを押下して必要事項を登録してください。登録後確認メールが送信されますので、確認メールにおいて登録完了の手続きを行ってください。

配信新規登録

国有財産物件情報メールマガジンに初めて配信登録される方はこちらからお願いします。

● 配信新規登録

登録内容の変更

すでに国有財産物件情報メールマガジンの配信登録をされている方で、登録内容を変更される方は、こちらからお願いします。また、配信先のメールアドレスを変更する場合もこちらからお願いします。

● 登録内容の変更

「国有財産物件情報メールマガジンの登録はこちら」をクリック

「配信新規登録」をクリック

国有財産物件情報メールマガジン(登録画面の説明4)

 国有財産

国有財産物件情報メールマガジン 配信サービス 登録フォーム

登録フォームに利用者情報及び配信希望情報を入力し、【確認】ボタンを押してください。

ご登録いただきますと、入力されたメールアドレスに確認用のメールが送信されますのでメールの内容をご確認頂き、配信登録手続を行ってください。

当該手続を行わないと、配信登録手続が完了しませんので必ず行ってください。

なお、携帯メール、PCメールで迷惑メール防止機能等をお使いの方は、mof.go.jpドメインおよびURLリンク付きメールの受信が可能か、迷惑メール設定を事前にご確認ください。

* すべての項目が必須入力となっています。

業種(職業)	<input type="text" value="選択してください"/>
本サービスの利用目的	<input type="radio"/> ビジネス <input type="radio"/> 個人での購入等検討 <input type="radio"/> 公務 <input type="radio"/> 研究・調査・学習 <input type="radio"/> その他
居所	<input type="text" value="選択してください"/>
メールアドレス*	<input type="text"/> (半角のみ: メールアドレス)
	<input type="checkbox"/> 北海道財務局(北海道)

登録フォームに利用者情報及び配信希望情報を入力し、【確認】ボタンを押してください。

問合せ先一覧(1)

担当	管轄区域	連絡先
北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官 ・第1グループ	石狩振興局管内のうち札幌市北区、東区、白石区、西区、厚別区、手稲区、清田区、石狩市	011-709-2311 内線4466,4472
北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官 ・第2グループ	石狩振興局管内のうち札幌市中央区、豊平区、南区、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市	011-709-2311 内線4464,4411
北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官 ・第3グループ	石狩振興局管内のうち当別町、新篠津村	011-709-2311 内線4463
北海道財務局 管財部 第3統括国有財産管理官 ・第1グループ	胆振総合振興局管内	011-709-2311 内線4476,4474
北海道財務局 管財部 第3統括国有財産管理官 ・第2グループ	日高振興局管内	011-709-2311 内線4479,4465

問合せ先一覧(2)

担当	管轄区域	連絡先
北海道財務局 管財部 第3統括国有財産管理官 ・第3グループ	空知総合振興局管内	011-709-2311 内線4475,4477,4478
函館財務事務所 管財課	渡島総合振興局、檜山振興局の各管内	0138-47-8445
旭川財務事務所 管財課	上川総合振興局、留萌振興局、 宗谷総合振興局の各管内	0166-31-4151
釧路財務事務所 管財課	釧路総合振興局、根室振興局の各管内	0154-32-0701
帯広財務事務所 管財課	十勝総合振興局管内	0155-25-6381
小樽出張所 管財課	後志総合振興局管内	0134-23-4103
北見出張所 管財課	オホーツク総合振興局管内	0157-24-4167